明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産二八）　一
〔告　示〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条の規定に基づく操業日誌の記載義務について農林水産大臣が定める海域等の一部を改正する件（農林水産八七七）　六
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件（同八七八）　七
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第十九条第二号ハ及び第四十三条第二号ハの農林水産大臣の定める様式を定める件の一部を改正する件（同八七九）　八
〔公　告〕
官庁
諸事項
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、型式適合認定、日本弁護士連合会懲戒処分、地方公務員共済組合連合会役員の就任、地方公務員共済組合連合会関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三七
会社その他
会社決算公告　四一

省令

○農林水産省令第二十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十五日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四節　遠洋底びき網漁業	**第四節**　遠洋底曳き網漁業
（信号符字を表示しない船舶の使用禁止）	（信号符字を表示しない船舶の使用禁止）
第二十九条　遠洋底びき網漁業の許可を受けた者（以下「遠洋底びき網漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶（以下この条及び次条において「遠底船舶」という。）の船体の両げん側及び甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければ、当該遠底船舶を当該漁業に使用してはならない。	**第二十九条**　遠洋底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶（以下この条及び次条において「遠底船舶」という。）の船体の両げん側及び甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければ、当該遠底船舶を当該漁業に使用してはならない。
（漁獲物等の転載制限）	（新設）
第三十条の二　遠洋底びき網漁業者は、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品（以下この条及び次条において「漁獲物等」という。）を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶（以下この条及び次条において「遠底船舶等」という。）から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の二の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であって、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。	（新設）
（転載の届出）	（新設）
第三十条の三　遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物等を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物等を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき（いずれの場合においても、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	（新設）
一　当該転載の年月日	（新設）
二　当該転載を行う港の名称又は海域	（新設）
三　当該転載を行う漁獲物等の状態及びその量	（新設）
四　当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号	（新設）
五　当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符字	（新設）
2　遠洋底びき網漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。	（新設）
第七節　太平洋底刺し網等漁業	**第七節**　太平洋底刺し網等漁業
（準用規定）	（漁具又は漁ろう装置の格納等）
第三十三条　第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。	**第三十三条**　第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。
第八節　大中型まき網漁業	**第八節**　大中型まき網漁業
（漁獲物等の転載制限）	（新設）
第四十三条の二　第三十条の二の規定は、大中型まき網漁業に準用する。ただし、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であって第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみを転載する場合は、この限りでない。	（新設）

第十五節　北太平洋さんま漁業

第六十六条の二　第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の二の規定は、北太平洋さんま漁業について準用する。

第十七節　いか釣り漁業

第六十九条の二　第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の二の規定は、いか釣り漁業に準用する。

（北太平洋条約海域における運搬船の届出）

第九十七条の二　北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶（以下この項において「運搬船」という。）を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の二の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、転載を受ける漁獲物又はその製品の原料が、大中型まき網漁業の漁獲物であって、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であり、かつ、第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するものである場合は、この限りでない。

一　運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本

二　運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

三　運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

2　前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（提出書類の経由機関）

第百十六条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を経由せずに農林水産大臣に提出することができる。

一・二　（略）

三　第三十条の三（第三十三条、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）の規定による転載の届出又は第四十二条若しくは第六十一条の規定による陸揚げ若しくは転載の届出に関するもの

四　第九十七条及び第九十七条の二の規定による運搬船の届出に関するもの

第七章　罰則

第百十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条の二（第三十三条、第四十三条の二、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者

二　（略）

2　（略）

第十五節　北太平洋さんま漁業

第六十六条の二　第三十二条の二の規定は、北太平洋さんま漁業について準用する。

第十七節　いか釣り漁業

第六十九条の二　第三十二条の二の規定は、いか釣り漁業に準用する。

（新設）

（提出書類の経由機関）

第百十六条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を経由せずに農林水産大臣に提出することができる。

一・二　（略）

三　第四十二条又は第六十一条の規定による陸揚げ又は転載の届出に関するもの

四　第九十七条の規定による運搬船の届出に関するもの

第七章　罰則

第百十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者

二　（略）

2　（略）

別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業	制限又は禁止
（略）	（略）
北太平洋さんま漁業	一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。 二　北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間以外の期間内においては、禁止する。 三　東経百七十度の線以東の北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、毎年六月一日から七月三十一日までの期間内においては、禁止する。
（略）	（略）

別表第八の二（第三十条の二、第九十七条の二関係）

港内又は海域	転載に係る制限
北太平洋条約海域	一　北太平洋漁業委員会に登録された船舶以外の船舶に転載しないこと。 二　北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。 三　北太平洋漁業委員会が定める書面であって当該転載を行ったことを申告するもの（以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。 四　転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行った航海において帰港までの間、当該転載を行った船舶内に保持すること。 五　漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。
北太平洋条約海域以外の港の港内又は海域	一　北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。 二　北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合にあっては、転載申告書の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。 三　北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合にあっては、転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行った航海において帰港までの間、当該転載を行った船舶内に保持すること。 四　漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。

別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業	制限又は禁止
（略）	（略）
北太平洋さんま漁業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。 （新設）
	（新設）
（略）	（略）

（新設）

様式第７号の２（第97条の２関係）

北太平洋条約海域における遠洋底びき網漁業等の運搬船届出書

年　月　日

農林水産大臣殿

住　所

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により、北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業（中西部太平洋条約第３条３の規定により同条約を適用することとされている魚種であって漁業の許可及び取締り等に関する省令第95条第１項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみ転載を受ける場合を除く。）、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1　運搬船名（Carrier Vessel Name）
2　漁船登録番号（National Registry Number）
3　信号符字（International Radio Call Sign）
4　ＩＭＯ番号（IMO Number）
5　海上移動業務識別コード（Maritime Mobile Service Identity（MMSI））
6　建造年（Year Built）
7　建造所（Name of Builder）
8　船籍港（Home Port）
9　船体材質（Material）
10　前運搬船名（Vessel Name Previous）
11　前船籍（Flag Previous）
12　船の長さ（Length Overall）（m）
13　船舶の幅（Moulded Breadth）（m）
14　船舶の深さ（Moulded Depth）（m）
15　船舶総トン数（Gross Registered Tonnage）（T）
16　機関の種類及び馬力数（Type of Engines and Propeller Power）（KW）
17　魚そう容積（Fish Hold Capacity）（㎥）
18　使用者名（Operator Name）
19　使用者住所（Operator Address）
20　所有者名（Owner Name）
21　所有者住所（Owner Address）
22　運航期間（Operation Period）
23　衛星船位測定送信機の情報（VMS Information）

備考

運航期間は、１年以内とすること。

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。